



平成27年10月5日

# マイナンバー制度スタート

今年10月以降、住民票の住所地に  
あなたの「マイナンバー」をお知らせします※

※住民票の住所地にご自身のマイナンバーが  
記載された「通知カード」が送付されます。

やむを得ない理由により住民票の住所地で  
受け取ることが出来ない方※は居所情報登録申請書を

登録は  
お早めに

**8月24日～9月25日**

の間に住民票のある住所地の市区町村に郵送してください

Point

## ※申請が必要な方

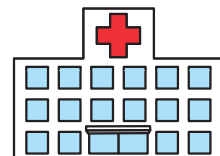
東日本大震災による被災者で  
住所地以外の居所に避難されている方



DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で  
住所地以外の居所に移動されている方



一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に  
入院・入所されている方



申請が認められた方は、登録された居所にあなたの「マイナンバー」をお知らせします。

[全国共通ナビダイヤル]

マイナンバーのお問合せは、

コールセンター

マイナンバー

**0570-20-0178**

9:30~17:30  
(土日祝日  
年末年始を除く)

もしくは、住民票の住所地の市区町村にお問合せください

通知カード等に関する情報は、下記のホームページで公開しています。  
[http://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/](http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)



# 東日本大震災による被災で、住民票の住所地以外の居所に避難されているみなさまへ申請をお願いします

## ！ 居所情報登録の申請方法

「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」を入手し、**氏名、居所、やむを得ない理由などの情報を記入してください。**

申請書は、お近くの市区町村、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/](http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/))、相談機関(配偶者暴力相談支援センター、法テラスなど)などで書類を入手又はダウンロード頂けます

別紙様式 (申請日) 平成 年 月 日

\_\_\_\_\_(市長・区長・町長・村長) 殿

通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書

通知カードの送付先に係る居所(既に居住する住民票の住所地以外の居所)について、下記のとおり登録申請します。

記

1. 居所情報登録を行う者の情報

氏名(ふりがな)	姓	名	年	月	日	印
住民票の住所	〒	-	-	-	-	
通知カードの送付先(住所の所在地)	〒	-	-	-	-	
連絡先	電話番号( )	-	-	-	-	
	携帯電話	-	-	-	-	
	(必ずどちらかを記入してください)					

2. 代理人の情報

氏名	姓	名	年	月	日	印
連絡先	電話番号( )	-	-	-	-	
	携帯電話	-	-	-	-	
	(必ずどちらかを記入してください)					

※ 代理人が本人に代わり申請する場合には記載してください。

→ 裏面へ

表面

2. 居所情報について通知カードの送付先を付けない理由(該当する項目にチェックを付けてください)

軍や公安機関による徴発、自衛隊隊員の一時的な帰郷しているため

避難先の住所や電話番号、避難先の住所や電話番号等の届出が完了していないため

避難先への情報提供のために、居所情報を関係行政機関において共有し、利用することにより、同意する旨に、チェック欄にチェックを付けてください

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者で、住所情報以外の趣へ移動しているため

平成27年10月31日以前、医療機関・施設等への長期の入院・入居が見込まれ、かつ、入院・入居中は住所情報に届出していないため

その他(具体的な状況を下の理由記載欄に記載してください)

理由記載欄

年月日(年-月-日)(必着)で住民票がある市区町村へ送付してください

裏面

**Step 1** 氏名、住民票の住所、居所の所在地、連絡先などを記入

**Step 2** やむを得ない理由などの情報を記入

### <提出書類>

- 申請書
  - 申請者の本人確認書類(運転免許証のコピーなど)
  - 居所に居住していることを証する書類(公共料金の通知書のコピーなど)
- (代理人が申請する場合)
- 代理人の代理権を証明する書類(委任状など)
  - 代理人の本人確認書類(運転免許証のコピーなど)



マイナちゃん

上記の書類を添付し、平成27年8月24日から9月25日までの間(必着)に、申請書を住民票のある市区町村に郵送してください。

※1 住民票のある市区町村窓口での登録も可能です。

※2 政令指定都市に住民票がある方は、区役所に郵送又は来庁してください。

なお、今お住まいの市区町村に出向き、個人番号カードの交付申請を行うことで、住民票のある市区町村から個人番号カードを受け取ることができます。詳しくは、住民票のある市区町村にお問い合わせください。